

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

ページ

○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請(二件) (廃棄物対策課)	一
○生活保護法による施術者の指定(二件) (社会福祉課)	二
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課)	二
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出 (同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス事業者の指定 (同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同)	三
○特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課)	三
○県営土地改良事業の換地処分 (農村整備課)	三
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者) (水産林政総務課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件) (警察本部会計課)	四
○政治団体の届出 選挙管理委員会	七
○政治団体の届出事項の異動届	八
○資金管理団体の届出	八

告示

○宮城県告示第五百五号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。)第十

五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。
令和五年七月二十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 宮城県森林組合連合会

2 所在地 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目四番四十六号

3 代表者の氏名 代表理事 大内伸之

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県黒川郡大和町落合松坂字銅山三十六番十七

三 産業廃棄物処理施設の種類の

木くずの破砕施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七

七条第八号の二)

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

五 申請年月日

令和五年五月八日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)

2 縦覧期間 令和五年七月二十一日から令和五年八月二十一日まで(午前八時三十分から午後五

時十五分まで)

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和五年九月四日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人に

あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること。)

○宮城県告示第五百六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七十七号。以下「法」という。）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

令和五年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 宮城県森林組合連合会

2 所在地 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目四番四十六号

3 代表者の氏名 代表理事 大内伸之

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県黒川郡大和町落合松坂字銅山三十六番十七

三 産業廃棄物処理施設の種類

木くずの破砕施設（移動式）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第

三百号）第七条第八号の二）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

五 申請年月日

令和五年五月八日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 宮城県環境生活部廃棄物対策課

2 縦覧期間 令和五年七月二十一日から令和五年八月二十一日まで（午前八時三十分から午後五

時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和五年九月四日

2 提出場所 宮城県環境生活部廃棄物対策課

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人に

あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第五百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和五年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
三浦 光浩	フレアス在宅マッサージ	気仙沼市南町一丁目二一六	令和五年五月十日
眞壁 絵里	KEIROW 太白中央ステーション	仙台市太白区長町三二七一六 高新ビ ル三〇二号室	令和五年五月十日
新井 隆広	クジラ整骨院	登米市迫町佐沼字南元丁四〇番地三 オフイス大栄一〇二号室	令和五年五月十日

○宮城県告示第五百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和五年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
木村 孝哉	木村接骨院・鍼灸院	石巻市中里四一〇一〇一	令和四年十一月十日

○宮城県告示第五百九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和五年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四五二四〇五一三七	事業所の名称及び所在地	このみ 巨理郡巨理町字狐塚 百六十九番地一	指定障害児通所支援の種類	児童発達支援	設置者名	一般社団法人 好	指定年月日	令和五年七月一日
-------	------------	-------------	-----------------------------	--------------	--------	------	-------------	-------	----------

○宮城県告示第五百十号
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の第二十項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和五年七月二十一日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四五二八〇〇一二二	事業所の名称及び所在地	カムカム2 加美郡加美町菜切谷 正源八一二	廃止する指定障害児通所支援の種類	放課後等デイサービス	設置者名	特定非営利活動法人くもり のち晴れ	廃止年月日	令和五年六月三十日
-------	------------	-------------	-----------------------------	------------------	------------	------	----------------------	-------	-----------

○宮城県告示第五百十一号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和五年七月二十一日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二〇三〇〇一七〇	事業所の名称及び所在地	グループホームシエンス 塩竈市貞山通三丁目 三番地十九号	指定障害福祉サービスの種類	共同生活援助	設置者名	合同会社シエンス	指定年月日	令和五年七月一日
事業所番号	〇四二〇七〇〇五九三	事業所の名称及び所在地	桂実苑 名取市本郷字東六軒 百三十二番地一	指定障害福祉サービスの種類	共同生活援助	設置者名	株式会社リーベン	指定年月日	令和五年七月一日

○宮城県告示第五百十二号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第

四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和五年七月二十一日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四三〇七〇〇五六七	事業所の名称及び所在地	合同会社もも佳一般 相談支援事業所キヤ ンドルハウス 名取市植松三丁目五 一二十四	廃止する指定障害福祉サービスの種類	福祉サービスの種類 地域移行支援・ 地域定着支援	設置者名	合同会社もも佳	廃止年月日	令和五年六月三十日
-------	------------	-------------	---	-------------------	--------------------------------	------	---------	-------	-----------

○宮城県告示第五百十三号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和五年七月二十一日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和五年 九月四日	塩竈市 仲卸市場	午前八時三十分から 正午まで	塩釜水産物仲卸市場（十四号売場）
同 九月五日	塩竈市 仲卸市場	午前八時三十分から 正午まで	塩釜水産物仲卸市場（十四号売場）
同 九月八日	塩竈市 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	マリングート塩釜
同 九月十一日	塩竈市 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	塩釜ガス体育館（塩竈市体育館）
同 九月二十日	塩竈市 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	塩釜ガス体育館（塩竈市体育館）

○宮城県告示第五百十四号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和五年七月二十一日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

岩沼地区第4分区

二 処分の年月日

令和五年七月六日

○宮城県告示第五百十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
気仙沼市、南三陸町、宮城県（宮城県）漁業協同組合、桑支所、気仙沼支所、大谷支所、津支所、志津川支所、地区	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により樺受網を使用してさくまをとることを目的とする漁業	令和五年七月四日	気仙沼市本吉町小金沢八十四番地千葉隆本吉郡南三陸町歌津字板橋七十九、九十一、高橋栄喜	漁業災害補償法施行令（昭和三十一年政令第三号）第六十条に規定する漁業	二人

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達案件及び数量 適性検査用視覚検査装置貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和五年十月一日から令和十三年九月三十日まで
- 4 履行場所 宮城県運転免許センターほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二十条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号 電話〇二二二二二一三三三五）へ令和五年八月一日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二二一七七一、内線二二三二）

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和五年八月十八日（金）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和五年八月三十日（水）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1宛て必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年八月三十一日（木）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室
入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の貸付料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters August 30, 2023, 5 : 00 pm.

- 2 Item/Service Required : Lease of vision inspection devise (designed for aptitude test for motor vehicle drivers) - 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters August 31, 2023, 10 : 00 a.m.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和五年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 運転シミュレータ（四輪・二輪）装置賃貸借 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 令和六年二月一日から令和十一年一月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県運転免許センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお

従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番

一号 電話〇二二二二二一三三五(火)午後五時までに提出すること。
三 入札書の提出場所等

1 担当課

〒九九〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二二二二一七七一、内線二二三二)

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和五年八月十八日(金)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間にあって、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和五年八月三十日(水)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1宛で必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年八月三十一日(木) 午前十時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めるところがある。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。

と。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters August 30, 2023, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of driving simulator devise (designed for four-wheeled vehicle and two-wheeled vehicle) - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters August 31, 2023, 10 : 30 am.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

選挙管理委員会

〇宮選管告示第六十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和五年七月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称
代表者の氏名
会計責任者の氏名
主たる事務所の所在地
届出年月日

愛知かなえの会
愛知加奈絵
仲村 悦義
仙台市青葉区米ヶ袋一―五―二二

令和五年
六月五日

あべひこただ後援会
櫻井 保
阿部 彦忠
宮城郡利府町森郷字町一―

令和五年
六月二十六日

阿部ひろゆき後援会
米本 康
添田 紀子
塩竈市野田一―八―二四

令和五年
六月二十九日

おおうち卓也後援会
大内 卓也
佐藤 好一
白石市白川内親字佐野二―

令和五年
六月十四日

角張だいじ後援会
角張 大治
角張 彩希
白石市字兎作三―一―

令和五年
六月八日

金須新一後援会
金須 新一
金須 新一
黒川郡大郷町大松沢字宮田七―

令和五年
六月二十三日

佐久間順子後援会
佐久間英雄
佐久間沙綾
白石市堂場前二九―九

令和五年
六月六日

佐藤しげき後援会
佐藤 繁樹
佐藤 繁樹
名取市美田園一―四―九

令和五年
六月二十三日

東城ひろみ後援会
東城 広巳
東城 広巳
仙台市青葉区木町通一―三―四二

令和五年
六月五日

突破力であしたの仙台を創る会
伊藤 優太
伊藤 伽羅
仙台市青葉区高松一―一―二二

令和五年
六月二十七日

仁平さとこ後援会
仁平 覚子
仁平 覚子
仙台市泉区南光台南一―一―一四

令和五年
六月五日

星克秀後援会
星 守夫
星 守夫
角田市佐倉字小山東一九六

令和五年
五月二十三日

○宮選管告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和五年七月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称
代表者の氏名
異動事項
新
旧
異動年月日

自由民主党白石市支部
横山 隆光
主たる事務 白石市十王堂前 白石市八幡町一
令和五年

部
所の所在地
代表者の氏名
会計責任者の氏名
主たる事務所の所在地
届出年月日

二―一―四
横山 隆光
安藤 俊威

二―一―四
松野 久郎
永倉 敏明

自由民主党築館支部
大場 一豊
主たる事務所の所在地
栗原市築館字上田沢四一―二九

大場 一豊
長谷川 敦
令和五年
六月十八日

代表者の氏名
大場 一豊
長谷川 敦

代表者の氏名
石田 修一
長谷川美子

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
政治団体の名称
代表者の氏名
異動事項
新
旧
異動年月日

青葉・市政調査会
西澤 啓文
会計責任者の氏名
平山 良香
清水 誠義
令和五年
六月二十日

石川けんじ後援会
石川 芳昭
代表者の氏名
石川 芳昭
蕪武多四郎
令和五年
六月十一日

松野ひさお後援会
遠藤 宏
代表者の氏名
遠藤 宏
二瓶 晃一
令和五年
五月二十八日

渡辺博史後援会
渡辺 博史
代表者の氏名
渡辺 博史
樋口 祝郎
令和五年
四月一日

渡辺博史後援会
渡辺 博史
主たる事務所の所在地
仙台市若林区荒町通一―八―二

渡辺博史後援会
渡辺 博史
会計責任者の氏名
千葉 優
中村 公紀
令和五年
六月十九日

○宮選管告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和五年七月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

資金管理団体の届出をした者（代表者の氏名）
公職の種類
資金管理団体の名称
主たる事務所の所在地
指定年月日

愛知加奈絵
宮城県議会議員
愛知かなえの会
仙台市青葉区米ヶ袋一―五―二
令和五年

大場 和晃 多賀城市議会議員 多賀城市議会議員 多賀城市八幡三―一四―二九 令和五年六月十三日 六月五日

金須 新一 大郷町議会議員 金須新一後援会 黒川郡大郷町大松沢字宮田七 令和五年六月十八日